

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道旭川市神楽岡 13 条 6 丁目 2 番 4 号

氏名 株式会社旭川環境リサイクル
代表取締役 松岡 隆史

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 4 第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

旭川市長 西川 将人

許可の年月日 令和 2 年 12 月 24 日
許可の有効期限 令和 7 年 12 月 9 日

1 事業の範囲

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、廃酸（pH 2.0 以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、廃アルカリ（pH 12.5 以上のものの限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物（廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及び廃石綿等を除く。詳細については第 4 面参照のこと。）。積替保管あり。以下余白。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

施設の種類 保管場所 1

設置場所 北海道旭川市神楽岡 12 条 7 丁目 20 番 3

面積 9.85 m²

種類

- ・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）。

保管上限 2,199 L

施設の種類 保管場所 2

設置場所 北海道旭川市神楽岡 12 条 7 丁目 20 番 3

面積 2.07 m²

種類

- ・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）。

保管上限 45 L

施設の種類 保管場所 3

設置場所 北海道旭川市神楽岡 12 条 7 丁目 20 番 3

面積 5.06 m²

種類

- ・汚泥（有害物質を含むもの）。

保管上限 1,000 L

施設の種類 保管場所4
設置場所 北海道旭川市神楽岡12条7丁目20番3
面積 1.05m²
種類
・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）。
保管上限 198L

施設の種類 保管場所5
設置場所 北海道旭川市神楽岡12条7丁目20番3
面積 1.65m²
種類
・廃油（有害物質を含むもの）。
保管上限 860L

施設の種類 保管場所6
設置場所 北海道旭川市神楽岡12条7丁目20番3
面積 2.25m²
種類
・廃酸（pH2.0以下のもの）。
保管上限 700L

施設の種類 保管場所7
設置場所 北海道旭川市神楽岡12条7丁目20番3
面積 1.05m²
種類
・廃酸（有害物質を含むもの）。
保管上限 300L

施設の種類 保管場所8
設置場所 北海道旭川市神楽岡12条7丁目20番3
面積 2.25m²
種類
・廃アルカリ（pH12.5以上のもの）。
保管上限 800L

施設の種類 保管場所9
設置場所 北海道旭川市神楽岡12条7丁目20番3
面積 1.05m²
種類
・廃アルカリ（有害物質を含むもの）。
保管上限 100L

施設の種類 保管場所10
設置場所 北海道旭川市神楽岡12条7丁目20番3
面積 0.6m²
種類
・ばいじん（有害物質を含むもの）。
保管上限 300L

施設の種類 保管場所11
設置場所 北海道旭川市神楽岡12条7丁目20番3
面積 0.45m²
種類
・燃え殻（有害物質を含むもの）。
保管上限 300L

3 許可の条件



4 許可の更新又は変更の状況
令和 2年12月24日 許可の更新

5 積替え許可の有無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 ~~有~~ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。



事業の範囲 (特定有害産業廃棄物)

有害物質	産業廃棄物の種類							
	指定下水汚泥	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物を含むもの	×	○	○	■	■	○	○	○
カドミウム又はその化合物を含むもの	×	○	○	○	■	○	○	○
鉛又はその化合物を含むもの	×	○	○	○	■	○	○	○
有機燐化合物を含むもの	×	■	■	■	■	○	○	○
六価クロム化合物を含むもの	×	○	○	○	■	○	○	○
砒素又はその化合物を含むもの	×	○	○	○	■	○	○	○
シアン化合物を含むもの	×	■	■	■	■	○	○	○
トリクロエチレンを含むもの	×	■	■	■	○	○	○	○
テトラクロエチレンを含むもの	×	■	■	■	○	○	○	○
ジクロロメタンを含むもの	×	■	■	■	○	○	○	○
四塩化炭素を含むもの	×	■	■	■	○	○	○	○
1・2-ジクロロエタンを含むもの	×	■	■	■	○	○	○	○
1・1-ジクロロエチレンを含むもの	×	■	■	■	○	○	○	○
シス-1・2-ジクロロエチレンを含むもの	×	■	■	■	○	○	○	○
1・1・1-トリクロロエタンを含むもの	×	■	■	■	○	○	○	○
1・1・2-トリクロロエタンを含むもの	×	■	■	■	○	○	○	○
1・3-ジクロロプロパンを含むもの	×	■	■	■	○	○	○	○
テトラメチルチウムジスルไฟド(チウム)を含むもの	×	■	■	■	■	○	○	○
2-クロロ-4・6-ビス-s-トリアジン(シマジソ)を含むもの	×	■	■	■	■	○	○	○
S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルカルバマート(チオベンカルブ)	×	■	■	■	■	○	○	○
ベンゼンを含むもの	×	■	■	■	○	○	○	○
セレン又はその化合物を含むもの	×	○	○	○	■	○	○	○
1・4-ジチオンを含むもの	×	■	×	■	×	×	×	×
ダイチオン類を含むもの	×	×	×	×	■	×	×	×

※上に掲げる表の産業廃棄物の欄の廃棄物で、有害物質の欄の物質を環境省令で定める基準を超えて含むものを特定有害産業廃棄物という。